

# 法科大学院における教育の理念と現実(下)

## —司法試験との関係を中心とした現状と課題に関する分析—

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

### 目次 はじめに

- 一 法科大学院の理念の実現
- 2 プロセスの中での教育・選別
- 3 現行司法試験の問題点
- 4 試験による選抜とプロセスによる選抜
- 5 法科大学院における選別
- 6 法科大学院教育における選別
- 7 実務(臨床)教育
- 8 法科大学院の教育の現状と課題
- 9 その成果の評価
- 10 総括的な整理(以上二二二号)
- 11 法曹に求められる能力の開発のあり方

### (1) 法科大学院教育とITの進展 (2) 法知識(実定法)に関する

### (3) 教育の重要性 (4) 法律の体系的理解に基づく

### (5) 思考(問題発見・解決)能力 (6) 事実把握能力の重要性 (7) 表現力の重要性

### 二 法科大学院の教育の現状 と課題の整理(続き)

#### 4 法科大学院による組織的 対応

#### 教育体制の確立・改善への自己努力 —情報の共有化の必要

各法科大学院がその立上げに多くのエネルギーをつぎ込み、現在も努力を続けていくことは、確かにあが、法科大学院の成功のために、その努力をさらに持続しなければならない。初年度の法科大学院は、未修者・既修者とも一期生を受け入れただけの段階で、人の面でも施設の

面でもまだ余裕がある。正念場は、学生の定員が完全に充足され、全面的な教育体制が動き出す二〇〇六年度からである。

法科大学院は、自らの教育体制の状況を的確に把握し、それが法科大学院教育の目的達成のために適切なものかどうかを検証し、見出された問題点の改善に向けた努力をする体制(システム)を確立すべきである。比較的余裕があるはずの現在が、その基礎を築く好機であり、それを逃してはならない。

この活動は、もちろん日常的・継続的に行われるべきだが、定期的にそれを集約するシステムにすること

が必要である。それでないと、緊張感が生まれず、有効に機能しない。

後記三で改めて触れるとおり、法科大学院については、文部科学大臣が認定した認定評価機関による第三者評価が行われるが、その際には各法科大学院は、自己評価をすることになる。これが各法科大学院の問題点を集約する機会になることは、当然であるが、各法科大学院での集約自体は五年に一度では足りない。

その認定評価の際には、この自己評価の相当性を判断する方策として、各法科大学院における日常的・継続的な改善のための行動の状況と成果（これが自己評価の基礎になると）を確認し、吟味することにするべきである。法科大学院教育の充実には、第三者評価よりも自己評価の客観性確保とそれに基づく改善努力が大きな意味をもつ（第三者評価や外部監査は、むしろその励行を確保するための手段である）。

### 情報の共有化

教員間での授業の相互参観等は、一般に行われるようになつてゐるようではあるが、それが個人レベルの情報にとどまつていては、大きな効果をもたない。システムとして、情報の共有化を図るべきである。教育

という（教師の）仕事は、芸術とまではいわないとしても、職人芸的な面があり（これは、法曹の仕事も同じである）、個性に基づく創造性が大切である。強制すべきでない要素があることは疑いがない。たとえば同一科目であつても、教育方法は多様であり得る（できるだけよい教材を統一的に使用するように協力するのは当然である）。

しかし、他から批評され、評価され、批判されること自体は、拒むことはできない。悪い評価や厳しい批判は当然愉快ではないが、不当なものであれば、反論し議論すればよい（むしろその機会が与えられるべきである）。一般論としていえば、自分の仕事のやり方が他人からどうみえるかを知ることは、その改善を図るために極めて有用である。

よい実務は、よい理論に基礎をもつ。理論を自己目的とする理論は困るが、逆に理論の裏づけのない実務教育は危険である。このことを踏ま

きである。その個々の意見を鵜呑みにすることは、その学生の意識・認識に問題があることもあり、適当ではないが、それでも特定の学生にとっては当然愉快ではないが、不当なものであれば、反論し議論すればよい（むしろその機会が与えられるべきである）。一般論としていえば、自分の仕事のやり方が他人からどうみえるかを知ることは、その改善を図るために極めて有用である。

最大の利害関係者である学生の意見は重要であり、十分尊重されるべきである。その個々の意見を鵜呑みにすることは、その学生の意識・認識に問題があることもあり、適当ではないが、それでも特定の学生にとっては当然愉快ではないが、不当なものであれば、反論し議論すればよい（むしろその機会が与えられるべきである）。一般論としていえば、自分の仕事のやり方が他人からどうみえるかを知ることは、その改善を図るために極めて有用である。

教員・学生相互間での意見交換の機会の充実も大切である。

最大の利害関係者である学生の意見は重要であり、十分尊重されるべきである。その個々の意見を鵜呑みにすることは、その学生の意識・認識に問題があることもあり、適当ではないが、それでも特定の学生にとっては当然愉快ではないが、不当なものであれば、反論し議論すればよい（むしろその機会が与えられるべきである）。一般論としていえば、自分の仕事のやり方が他人からどうみえるかを知ることは、その改善を図るために極めて有用である。

### 教師の負担

#### 教師の負担の正当な評価・調整

教員の負担の正当な評価・調整・軽減のシステムも重要である。過重な負担にあえぐ教師に対してよい教育を求めるることは、無理を強いるものである。コストの問題の存在は否認できず、節減の努力は欠かせない。としても、教育の大切さを考え、それに必要な資源は注入すべきである。

冒頭でも指摘したとおり、制度を動かすのはしょせん人であり、教師に人を得るかどうかが、法科大学院教育の死命を決することを改めて銘記すべきである。アメリカのロースクールの場合、その学生の最も優秀な成績の層が、ロースクールの教師になるという評価もあるようである（取締役の法務七七号八〇頁）。

複数の違った立場の教師が共同して実施する（しかし、あえて意見は統一することなく、それぞれの立場を貫く）授業は、大きな効果が期待

できるように思われる（研究者と実務家というだけではなく、実務教育での弁護士・裁判官・検察官経験者の組合せ、さらに科目によっては専門分野が違う組合せが考えられる）。その推進を図るべきだが、ここで最も、その負担の問題をどう評価するかの検討が欠かせない（二人で担当するからといって、二分の一の負担ではない）。

### 法科大学院教育のプロセスでの選別・淘汰

法科大学院教育の場において、プロセスでの学生の淘汰が期待されていることについては、すでに述べた。

しかし、これはもちろん淘汰自体が目的ではなく、法科大学院での

教育の成果測定の結果としての判断である。なぜ法科大学院を卒業させられないのかを当該学生にも社会に

も納得させられるかたちで示す必要がある。法曹としての資質・能力に欠けるところがあるという淘汰の理由を具体的・客観的に明らかにした判断を示し、反論と改善努力の機会を与えるプロセスを筋道として示しておるべきである。

### 評価の還元とスキルの向上

その前提としては、法科大学院教育でのあるべき評価方法を確立し、

それを内外に示しておくことが望ましい。どのような試験問題がよいのか、平常点はどのように認定するのか、平常点はどのように評価するのかがよいのか、学生の個性をどう評価すべきか等。後に述べるとおり、司法試験について法科大学院教育に即した出題を求める、注文をつける以上、法曹としての能力の適正な測定の方策は、まず法科大学院で検討すべき課題でもある。いろいろの試験錯誤と模索が続くことになる。それらの試行・模索の成果を組織的に客観的な認識ができるかたちで集積する努力をすべきである。

初年度に限つていえば、私個人は、担当科目の期末試験の解説を研究教育支援システム上に掲載し、解説会を開き、全員個別面談の上で答案を返却した。これと同じことをした同僚も何人か存在する。平常点は補正材料にした（範囲の限定なしに提出する論文試験は、司法試験のことも考慮すると、相対的には体系的な理解度、論理性、表現力、構成力等の到達度を測る最重要的手段と考えた）。常に個別面談をすることは無理としても（受験者の人数も少なかつたという面は否定できない）、試験問題解説（これは採点基準を示すこ

ともなり、学生は少なくとも自己採点はできる）は、将来とも実施するつもりである。

もし、これがおおかたの教育現場で慣行になれば、そのデータが、学内にとどまらず、すべての法科大学院ひいては社会的な共有財産となつて、よりよい評価ないし評価方法の確立に向けた検討材料になることが期待できる。学生が自分の勉強の到達点・問題点を明確に確認することに役立つことも明らかである。

ちなみにこの試験の問題は、株式会社の支配権の奪取（第三者割当增资）に関するあるストーリーを提示して、その筋書き通りの進行を妨げる法手段があるかどうかを問うものであったが、その筋書きを既定のものとして専ら事後救済について答えたものがあつた。情報の的確な読込みとその処理の回路に欠陥があると思える。さらに論理的な整合性への配慮がないものもあり、私の教え方の拙さを指いていえば、概して条文を手掛かりにしつづ知識を総動員して、問題に即した答案を構成して書いたといふことは、必ずしも平常点と対応してはいなかつた。今でも問題やその表現がそれほど不適切であつたとは考えら

れない（前記の解説等の際にも、問題や採点についての不満は、少なくとも表立ってはなかつた）。どう改善を図るべきかは、なお検討しなければならない。同一科目を複数の教員が担当する場合には、協議の上統一問題を出題することが望ましい。既修コースの民事実務総合を担当している同僚の言によれば、やはり、平常の双方向・多方向授業での発言やレポートでは優秀と目される学生が、期末の試験では抽象的な記述に終始し、具体的な問題設定に合致する答案を書いていない例が見られたとのことである。試験問題については、たとえば特定のキーワードに対する強い条件反射が形成されていて（予備校教育あるいは現行司法試験の呪縛）、回路の切換えができるといふことはあるのかもしれない。今後とも継続して考えるべき問題である。

### 三 法科大学院認定評価機関の役割

#### その仕組み

法科大学院については、学校教育法六九条の三第三項、連携法五条により、五年に一回は、認証評価機関による認証評価を受けるべきものと

されている。法科大学院の認証評価機関としては、すでに日弁連法務財団と大学評価・学位授与機構が文部科学大臣の認証を受けている。大学基準協会も、その認証を受ける準備中の中である。最初に認証を受けた日弁連法務財団は、すでに二、三の法科大学院について予備審査を行っている。

いわゆる第三者評価である。その認証評価の結果（認証評価基準に適合しているかどうかの認定）は、大学へ通知されるほか、公表され、文部科学大臣に報告される（学校教育法六九条の四第一項）。同大臣から法務大臣にも通知される（連携法五条四項）。文部科学大臣は、法科大学院が教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかつたときは、その状況の報告または資料の提出を求める（同条五項）。

文部科学大臣は、違法状況があれば、必要な措置をとることの勧告、勧告に従わなかつた場合に変更命令、それでも改善されない場合に組織の廃止命令等の各措置をとり、またこれらの措置に必要な報告・資料提出の請求をすることができる（学校教育法一五条）。法務大臣は、特に必要があると認めれば、文部科学

大臣に対し、これらの勧告、変更命令、報告・資料提出の請求その他の必要な措置を講ずることを求めることができる（連携法六条三項）。

#### 法科大学院教育改善への契機

この認定評価が法科大学院の淘汰に直ちに役立つものとなることは、期待し難い（法科大学院についてのみ正確かつ厳格な運用ができるかどうかは、疑問である）。もつとも、評価は、一般に排除自体に目的があるのではなく、それを背景に改善を迫る効果を期待するという目的の面も大きい。

法科大学院評価基準では、各法科大学院が自己評価することになつてゐるが、これはその結論より、結論にいたるプロセスが重要である（おそらく自己評価は、ひいき目の主観的なものに陥しかねない本質をもつ。その客觀性を担保するのは、自己点検のプロセスと客觀的な事実である）。第三者評価を自己目的化するのではなく、各法科大学院がその教育体制の改善のためにどのような自己点検のシステムを構築しているか評価すべきである。この場合、認証

この認証評価は、法科大学院における研究・教育の状況を的確に評価するスキルを開発して（このスキルが十分でなければ、かえつて弊害をもたらすおそれもある。適正な評価基準の確立と有能な評価の担い手の育成が重要である）、その実践の成果を現場にフィードバックし、さらには現場がその指摘に基づいて自己改善に努力するプラクティスを確立する必要がある。

認定評価は公表されることになつてゐるから、この循環の実務が有効に機能しているかどうかを広く検討していく体制が要請される。司法試験との連携が適切に行われているかどうか（司法試験の内容が法科大学院の教育を歪めるものになつていなかいか、逆に法科大学院の教育が司法試験を過剰に意識したものになつていいなか）という観点からの評価も大切である。

学生による評価（満足度）も重要なのはあるが、その基礎となる学生の期待 자체が法科大学院の本来の目的にかなつたものかが十分吟味されべきことは、ここでも同じである（その期待が正当なものであれば、学生の満足度は決定的な意味を持つともいえる）。

## 四 司法試験に期待するもの

法科大学院は、法曹養成を目的とする教育機関である。学生は、法曹になることを目指して入学する。日本が範としたアメリカとは、一般的な法学教育を行う法学部の存在、法

### 法科大学院の教育を反映した問題の必要性

法科大学院を卒業して司法試験に合格しない者についてのセーフティネットの確保もされていない。

### 法科大学院教育を受けた意味がないとの意識が生ずる余地がある。

そこにグランドデザインの欠如がみられるることは、すでに述べた。日本

の場合には、司法試験に合格しないと、法科大学院教育を受けた意味がないとの意識が生ずる余地がある。このことから危惧されるのは、前に述べたとおり、法科大学院の教育が歪められ、将来の優秀な法曹養成という本来の理念から離れた司法試験合格のための技術的な受験勉強に走る学生が輩出し、それに迎合する法科大学院すら現れるおそれはないかということである。いわゆる臨床教育が骨抜きになる危険もある。法科大学院の教育がそのようなものにならないように法科大学院の教育内

容について、認証評価が行われることにはなっているが、どこまでその認証評価が厳格にされ、淘汰を後ろ盾にして矯正を図ることができるかについて、疑問もあることは前記のとおりである。

そこで、技術的な小手先の付け焼刃の受験勉強では合格できない、法科大学院のあるべき教育（考えることを中軸にしてこれた認識力と表現力を結びつける教育）に対応した司法試験にすることが要請される。臨床教育で学ぶ基礎的な事項も取り入れるべきであろう。先端科目教育の成果については、汎用的なものでない点に問題がある。

しかし、これは言うのは易いが、実際に具体化するのは極めて難しい。現行司法試験問題も、そういう試験を目指してきたことは疑いがない。しかし、必ずしもその目的は達成できなかつた。この原因も考える必要がある。改正直後の法律はおそらく試験の範囲外というような非実用的なことだわりはすべきではない。昨年（平成一六年）一一月、司法試験管理委員会から、まず新司法試験問題検討会（必須科目）の検討結果（出題内容のイメージ）が、サンプル問題を含めて公表された（法務省

のホームページ参照）。続けて一二月に選択科目の論文サンプル問題も公表されている。

すでに試験実施上の制約から、新司法試験では、試験官と受験生とが質問と応答の形で行う口述試験は、実施されないことになっている。口述試験は、法科大学院での双方向授業の成果をみるには最適の方法だともいえるが、熟慮型の能力測定には向かない面もあり、本来は論文試験との併用が望ましい。しかしこの決定は、所与の前提として検討せざるを得ない。

#### 短答式問題のあり方

基本的には、短答式問題では、主として基礎的な法知識を試し、論文試験では、法曹に要求される、より高度の事実認定の能力、法的分析力、判断力、説得力、表現力等を試すことになろう。短答式試験は、論文審査の手間を省く足切りの役割をもつことを意識すべきである。その

司法試験委員会から示された短答式のサンプル問題についていえば、たとえば商法関係はまずまずと考えられる。しかし、刑事系の問題については、論文問題を含め、現行試験の殻を引きずつて不相当なものといふ批判もあるようである。

#### 論文式問題のあり方—採点の難しさ

より難しいのは、司法試験の眼目である論文の問題である。法科大学院で勉強させるべき、必ずしも正解（誤答の限界）が必ずしもはつきりしない問題を出題する場合には、その解答の評価・採点の的確性の確保が大問題になる。科目をまたがつた

民事法系の範囲には、例えば民事執行法や倒産法等の基本的知識（法曹としての常識に属するもの）は当然含むと考えるべきである。あえていえば、司法試験六法に掲載される法律の初步的知識は全て、付隨的には出題範囲として含むことを前提にするのがよい。教養・一般的教養（常識のある法曹の確保）の幅を確保するためには、もっと範囲を広げることも検討に値する。また、短答式試験の内容については、先に述べた事情からすれば、アメリカの真似をする必要は全くない。

司法試験委員会から示された短答式のサンプル問題についていえば、たとえば商法関係はまずまずと考えられる。しかし、刑事系の問題については、論文問題を含め、現行試験の殻を引きずつて不相当なものといふ批判もあるようである。

しかし、後記のとおり、採点基準を開示すべき必要を考えれば、客観的・公平な採点基準をきちんと形成しなければならないことは明らかである。これが確立できれば、何も出題者が採点を担当する必然性はない。採点の負担の大きさを考慮する点担当者をベテランの学者・実務家以外に求めることも検討すべきである。いずれにしても、絶対的な公平は無理なことは認識した上での話である。

つまり、出題者および採点者（採点基準を確立する者が特に重要である）が意識しなかつた論点も当然あり得る）の能力が問われる。

このことは、前記のサンプル問題をみて痛切に感じたことである。題材や形式に工夫のあとがみられ、従来の司法試験の問題に比べると、総体として格段によくなっている（法曹に求められる能力を測るものになつてゐると思われる）。しかし、商法系の問題（株主総会検査役の問題である）をみると、問題における情報提供さらには問題文に不備（不明瞭さ）がみられ、どこまでの答えが要求されているか明らかではない（同じ問題点は、他分野の問題にもありそうである）。これについては、さらに改善を図る必要がある。

実務的な問題といつても、実務の体験を何度かすれば、当然憶えるようなこまごまとしたプラクティスの知識を問うようなものは適当ではない。あくまで、法律科目的試験であり、実務そのものの試験ではない。そのような知識が必要な問題であれば、それは問題の中で与えておけばよい。具体的な事実関係から法律上の問題点を摘出し（それも学説や判例があるものに限られるべきではない。それが出題者・採点者の力量が問われるゆえんである）、それに解決を与える能力をためす問題とする必要がある。具体的な妥当性を抽象

的な法規範から導き出すには、従来の類似問題の解決の手法を応用するともに、法安定性に配慮しつつ、斬新な切り口での法適用をも視野に入れる能力が必要である。

受験者の納得を得るためにも、試験を実施する者の説明責任の履行としての採点基準の公表は、ぜひともすべきであろう（これは、問意を明確にするのにも役立つ）。これには、すでに述べたとおり、いろいろの困難があることは確かである。しかし、これをして、その内容を踏まえて、法科大学院教育のあり方を法科大学院側で検討し（法科大学院 자체として、その試験をどのようなものにすべきかという評価方法の検討の必要があることは、すでに述べた。それに司法試験の問題が影響を及ぼすことは必至である）、その成果を司法試験実施者側に投げ返し、それぞれの情報をフィードバックし合つて、それぞれの改善を図るといふ作業をすることは、よき法曹養成のシステムを作る上で必須の作業である。

司法試験の問題が適当であれば、法科大学院の教育内容の向上に非常に役に立つのに対し、逆であれば、法科大学院教育を崩壊させかねない。

い。これをよいものにするための努力が欠かせない。

法科大学院の制度については、国家的にも、現場でも、これだけ大きなエネルギーを費やしてきた。いろいろな意見もあつたし、課題も多いことは、これまで述べたとおりであるが、すでに制度は動き出してい

る。しかも、広く日本の専門教育のあり方を変革し、よき法曹養成の場として機能する可能性をもつことは、確かに。この制度改革を失敗におわらせないように、関係者が力をあわせて、できる限りの努力をすべきことは明らかである。

法科大学院の教育がおしなべてよいものになり、その卒業生は原則として法曹にするのにふさわしいと認められることになれば（能力とともに、よい意味での法曹としての矜持つまりはノブレス・オブリージュの氣概が求められる。もちろん、いわれのないエリート意識であつてはならない。そのことを念頭においていた教育を期待する）、当然のことながら司法試験の合格者を増加させるべきである（少なくとも三〇〇〇人枠の前倒し）。その達成は、法科大学院

教育のレベルアップいかんによる。そのための条件は、優秀な学生を入学させ（たとえば、合格率・率の問題が、特に社会人の優秀な入学志望者の確保に負のアナウンスメント効果を生じないか危惧される。二〇%とか三〇%は、現行司法試験の合格率に比べれば格段に高いではないかという意見もあるが、法科大学院経由強制に対する政策的考慮の要請もある）、教育方法・内容・効果（学生の立場からいえば学習意欲・方法）の向上を図つて、そのプロセスでの適切な淘汰（評価）を確保することである。それらの条件整備のためには、あらゆる局面において、適切な情報の発信、流通、交換が、縦横に広く行われる必要がある。それが、よりよい教育の場の構築につながることになる。

逆に法曹資格を与えるのにふさわしい卒業生を育てることができない法科大学院があるとすれば、そのような法科大学院は淘汰されるほかない。しかし、それは長期的に見ての話である。現状では少なくとも短期的には司法試験に合格できない法科大学院卒業生が相当数生ずることは、避けられそうにない。

その場合の犠牲者は、「法科大学

院は出たけれど、司法試験に合格できぬ者」である。合格しないのは、能力がなかつたのだから仕方がないなどと突き放さず、セーフティネットの構築等（仮に何らかの事情で司法試験に合格しなかつたとしても、法科大学院での教育が期待されるよう法科大学院で活用の場があるはずである）、その対策を真剣に考える必要がある。日本社会が、アメリカのように法科大学院での成績を重視する方向になるかどうかも問題である。

特に初年度（平成一六年四月）に入学した未修者（三年コース）は、倍率からいっても、過去に累積していた（法律専攻ではない）専門外の法曹志望者が押し寄せたことから、いつても（二年目の入学志願者数はかなり減少している）、優秀な人材が多いのではないかとの推測が働く（もつとも、司法試験浪人崩れがどの程度いるか、法科大学院の入学者選抜が適当であつたかという問題はある）。前倒し、後倒しを含めて、合格枠を増やせないか、その救済を検討すべきである。その意味では、平成一八年より一九年の司法試験の方が問題として切実である。これに対し、初年度の法学既修者

（平成一八年の受験者）は、現行司法試験の受験者でもあり得るものであり、いわゆる司法試験浪人もかなり混じっていると考えられる（東大法科大学院の上級民訴法履修者の成績について、高橋宏志「法科大学院生には活用の場があるはずである」、その対策を真剣に考える必要がある。日本社会が、アメリカのように法科大学院での成績を重視する方向になるかどうかも問題である。

特に初年度（平成一六年四月）に入学した未修者（三年コース）は、倍率からいっても、過去に累積して

いた（法律専攻ではない）専門外の法曹志望者が押し寄せたことから、いつても（二年目の入学志願者数はかなり減少している）、優秀な人材が多いのではないかとの推測が働く（もつとも、司法試験浪人崩れがどの程度いるか、法科大学院の入学者選抜が適当であつたかという問題はある）。前倒し、後倒しを含めて、合格枠を増やせないか、その救済を検討すべきである。その意味では、平成一八年より一九年の司法試験の方が問題として切実である。これに対し、初年度の法学既修者

（平成一八年の受験者）は、現行司法試験の受験者でもあり得るものであり、いわゆる司法試験浪人もかなり混じっていると考えられる（東大法科大学院の上級民訴法履修者の成績について、高橋宏志「法科大学院生には活用の場があるはずである」、その対策を真剣に考える必要がある。日本社会が、アメリカのように法科大学院での成績を重視する方向になるかどうかも問題である。

特に初年度（平成一六年四月）に入学した未修者（三年コース）は、倍率からいっても、過去に累積して

いた（法律専攻ではない）専門外の法曹志望者が押し寄せたことから、いつても（二年目の入学志願者数はかなり減少している）、優秀な人材が多いのではないかとの推測が働く（もつとも、司法試験浪人崩れがどの程度いるか、法科大学院の入学者選抜が適当であつたかという問題はある）。前倒し、後倒しを含めて、合格枠を増やせないか、その救済を検討すべきである。その意味では、平成一八年より一九年の司法試験の方が問題として切実である。これに対し、初年度の法学既修者

（平成一八年の受験者）は、現行司法試験の受験者でもあり得るものであり、いわゆる司法試験浪人もかなり混じっていると考えられる（東大法科大学院の上級民訴法履修者の成績について、高橋宏志「法科大学院生には活用の場があるはずである」、その対策を真剣に考える必要がある。日本社会が、アメリカのように法科大学院での成績を重視する方向になるかどうかも問題である。

特に初年度（平成一六年四月）に入学した未修者（三年コース）は、倍率からいっても、過去に累積して

いた（法律専攻ではない）専門外の法曹志望者が押し寄せたことから、いつても（二年目の入学志願者数はかなり減少している）、優秀な人材が多いのではないかとの推測が働く（もつとも、司法試験浪人崩れがどの程度いるか、法科大学院の入学者選抜が適当であつたかという問題はある）。前倒し、後倒しを含めて、合格枠を増やせないか、その救済を検討すべきである。その意味では、平成一八年より一九年の司法試験の方が問題として切実である。これに対し、初年度の法学既修者